

下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十号

下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成二十四年広島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条、第三条、第四条、第五条及び第七条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

附 則

この条例は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。